

外国人建設就労者受入事業
特定監理団体認定申請書の作成時の留意事項について

国土交通省
土地・建設産業局建設市場整備課

特定監理団体認定申請前の事前準備について

監理団体が特定監理団体の認定申請を行うにあたり、監理団体の状況に応じ、以下の手続等も行う必要がある場合がありますので、ご留意ください。

1 団体の定款への事業の位置付け

外国人建設就労者受入事業は技能実習制度とは別の制度であり、監理団体が本事業を活用する場合、定款において外国人建設就労者の受入れを事業として行う旨を明確にしておくことが必要です。

あわせて、事業協同組合の場合は、技能実習制度と同様、外国人建設就労者の受入れに関する規約を定めておくことが必要です。

なお、定款の記載例については国土交通省に掲載しておりますが、以下のとおりです。また、規約の作成例についてもホームページに公開しております。

【定款記載例】

(事業)

第〇条 本組合は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (○) 組合員のためにする外国人建設就労者共同受入事業及び外国人建設就労者受入れに係る職業紹介事業

2 送出し機関との協定の締結

外国人建設就労者受入事業は、技能実習制度とは別の制度であるため、送出し機関との間で締結する協定書についても、技能実習とは別に締結することが必要です。

なお、本事業の協定書のモデルについては、国土交通省ホームページに掲載しており、日本語版のほか中国語、ベトナム語及び英語版も公開しておりますので必要に応じてご利用ください。

3 無料職業紹介事業の許可又は届出

外国人建設就労者受入事業は、外国人技能実習制度とは別の制度であり、外国人技能実習制度に係る職業紹介事業を行うため、無料職業紹介事業の許可を受けている場合又は届け出ている場合であっても、許可又は届出の際に申告した事項に変更がある場合には、変更の届出等を行う必要があります。

例えば、「取扱職種の範囲等」について、特定監理団体になろうとする者が「技能実習に係る職業紹介」等と限定して届出を行っている場合において、外国人建設就労者受入事業に係る職業紹介を始めようとする場合、取扱職種の範囲等の変更の届出が必要です。あわせて、無料職業紹介事業の「許可」を受けている場合は、変更の届出にあわせて、許可証の書換えが必要となりますのでご注意ください。

なお、変更の要否については個別の事情により異なるため、ご不明点については各都道府県の労働局へお問い合わせください。

特定監理団体認定申請書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ④

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 4 の 1 の規定に基づき、特定監理団体の認定を申請します。

当団体は、申請書の記載が真実であることを宣誓し、特定監理団体の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

記

1 団体に関する事項

(1) 団体の名称

(2) 所在地

(3) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

【留意事項】

今後の連絡等で必要になりますので、メールアドレスまで必ず記載してください。

(4) 団体の構成 単一業種の団体・異業種の団体

(5) 地域 特定地域・都道府県内・複数県 () ・全国規模

【留意事項】

複数県の場合は都道府県名まで正確に記載してください。

(6) 役員

別紙「役員名簿」のとおり。

【留意事項】

様式第 1 号 (別紙 1) を使用してください。

(7) 設立年月日

【留意事項】

添付書類の登記事項証明書の設立年月日を記載してください。

(8) 根拠法令

【留意事項】

事業協同組合の場合は、「中小企業等協同組合法」など、団体の設立の根拠となっている法律を記載してください。

(9) 許可官庁

【留意事項】

「国土交通省関東地方整備局」など団体の許可官庁を具体的に記載してください。

(10) 常勤職員数

名

(うち、外国人建設就労者受入事業に従事する常勤職員数 名)

【留意事項】

常勤職員の数については、「常勤役員＋常勤職員」の数を記載してください。

外国人建設就労者受入事業に従事する常勤職員数は様式第1号(別紙3)の実施体制図に記載する職員の数と一致するように記載してください。

(11) 団体に加入／加盟している会員又は組合員数

(12) 団体の監理の下、現在技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数

(13) 無料職業紹介事業の許可・届出番号

(14) 建設特定活動の責任者(管理者)の役職・氏名

【留意事項】

「⑪建設特定活動の実施体制図」の管理者と一致するように記載してください。

(15) 相談員の氏名

【留意事項】

「⑪建設特定活動の実施体制図」の相談者と一致するように記載してください。

2 建設分野の技能実習生の監理実績

(1) 技能実習生受入れ事業開始年月日

(2) 現在受け入れている建設分野の技能実習生の人数

(3) 過去5年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した建設分野の技能実習生の人数

【留意事項】

中途帰国者や行方不明者は人数に含みません((6)又は(7)に記載してください)。

(4) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な職種及び作業

(5) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な国籍

(6) 過去5年間の建設分野の技能実習生の中途帰国者数

(7) 過去5年間の建設分野の技能実習生の行方不明者数

3 過去5年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

項目	団体	役員、管理者、建設特定活動の監理に従事する常勤の職員
過去5年間の基準省令(※)の表の法別表第1の2の表の 技能実習の項の下欄第1号イ に掲げる活動の項(以下「技能実習第1号イの項」という。)の下欄第18号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※)の表の法別表第1の2の表の 技能実習の項の下欄第1号ロ に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※)の表の法別表第1の4の表の 研修 の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)に規定する不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること	経過していない・該当無し	経過していない・該当無し
過去5年間の事業活動に関する技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

※ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)

4 保証金の徴収等

(1) 外国人建設就労者(家族その他密接な関係を有する者を含む。)がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金(名目のいかんを問わない。)を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金(名目のいかんを問わない。)を定める契約等が締結されないこと。

(該当無し ・ 該当あり(保証金の徴収又は違約金を定める契約を行っている))

(2) 特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

(該当無し ・ 金額等を明示している ・ 金額等を明示していない)

【留意事項】

受入建設企業から監理費を徴する場合は、「金額等を明示している」とし、監理費の請求先、項目、金額、算出根拠を示した監理費徴収明示書を提出ください(予定でかまいません)。

特定監理団体認定申請の提出書類に関する留意事項について

① 特定監理団体認定申請書（様式第1号）

② 登記事項証明書

【留意事項】

外国人建設就労者受入事業を行うことが事業内容に明記されている登記事項証明書を提出してください。

③ 定款

【留意事項】

外国人建設就労者受入事業を行うことが事業内容に明記されている定款を提出してください。

④ 外国人建設就労者受入れに係る規約（中小企業団体のみ）

【留意事項】

中小企業団体については、技能実習制度と同様、外国人建設就労者の受入れに関する規約を定めることが必要です。

技能実習制度の規約ではなく、外国人建設就労者受入事業の規約を提出してください。外国人建設就労者の受入れに関する規約の例については以下のホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.html

⑤ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）（様式第1号（別紙1））

⑥ 会員、組合員名簿

【留意事項】

外国人建設就労者の受入を予定されている企業がわかるよう、印を付けるなど明示してください。

⑦ 損益計算書、貸借対照表の写し

【留意事項】

損益計算書に損失、貸借対照表に負債がある場合は、要因や今後の改善の見込みについて理由書を作成してください（外国人建設就労者の安定的な就労の観点から伺うものです）。

⑧ 常勤の職員の数を明らかにする文書

【留意事項】

雇用保険の「被保険者台帳照会」の写しなど、常勤性が確認できる書類を提出してください。

⑨ 監理団体として受入れを行っている技能実習生名簿（様式第1号（別紙2））

【留意事項】

JITCOの様式等で管理されている場合は当該名簿の写しの提出で差し支えありません。

⑩ 無料職業紹介事業の許可を受け、又は届出を行っていることを証する書類（無料職業紹介事業の許可書等）

【留意事項】

取り扱い職種の範囲の変更等、所要の手続きが行われたことがわかる書類を提出してください。

⑪ 建設特定活動の実施体制図（様式第1号（別紙3））

【留意事項】

同一の職員が技能実習の監理と本事業の監理を兼任される場合は、本事業について適切に監理の時間を確保できることについて、理由書を添付してください。

具体的には、下記の記述をご参考にされて、月の予定総勤務時間、内技能実習生の管理に要する時間、外国人建設就労者の監理に要すると想定する時間を記述頂き、この体制で管理が可能である旨のご説明の文書をご提出ください。

（記述例）

事務局長（氏名）

(1)月の勤務予定 ○日（○時間）

(2)うち技能実習生の監理に要する時間 ○日（○時間）

業務内容：監査（○社、○人）、巡回指導（○社、○人）、相談対応・・・

(3)うち外国人建設就労者の監理に要する時間 ○日（○時間）

業務内容：監査（○社、○人）、巡回指導（○社、○人）、相談対応・・・

⑫ 建設分野技能実習の監理実績を証する書類

以下ア、イの書類からそれぞれ1点ずつを提出してください。

ア 以下(ア)～(ウ)の書類からいずれか1点

(ア)雇用契約書及び雇用条件書 (イ)技能実習生派遣契約書 (ウ)派遣状

イ 以下(ア)(イ)の書類からいずれか1点

(ア)帰国報告書

(イ)技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(賃金台帳、給与明細の写し等)

【留意事項】

これまで受け入れた全ての技能実習生の書類を提出する必要はありません。実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください(ア、イについては同一人物の書類を提出すること)。

建設分野技能実習(技能実習2号)の期間が、申請日より5年以内である書類を提出してください。